

# 経理規程

特定非営利活動法人 いわて連携復興センター

# 経理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いわて連携復興センター（以下「本法人」という。）における会計処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、本法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本法人の会計業務のすべてについて適用する。

### (経理の原則)

第3条 本法人の会計処理及び手続きは、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計年度)

第4条 本法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (区分経理)

第5条 会計の区分は次の通りとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

### (会計責任者)

第6条 会計責任者は、事務局長とする。ただし、会計責任者に事故があるとき又は会計責任者が欠けたときは、代表理事が会計責任者の職務代行者を指名することができる。

- 2 会計事務の担当者は、会計責任者の指示に従って会計事務を処理するものとする。

### (帳簿書類の保存・処分)

第7条 会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 決算書類 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10年

- (3) 証憑書類 10年
- (4) 予算書 5年
- (5) その他の書類 5年

2 帳簿等を焼却その他の廃棄処分に付する場合は、事前に会計責任者の指示又は承認によって行う。

## 第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 本法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 貸借対照表における資産、負債及び正味財産についての増減内容は、それぞれその総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。
- (2) その他特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 主要簿
  - ア 仕訳帳
  - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
  - ア 現金出納帳
  - イ 預金出納帳
  - ウ 固定資産台帳
  - エ 特定資産台帳
  - オ 会費台帳
  - カ 指定正味財産台帳
  - キ その他必要な勘定補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第11条 取引に関する記帳整理の一切は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票とは、下記の諸票を総称するものである。

- (1) 通常の会計仕訳伝票
- (2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原

## 票

- (3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程で作成される会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票
- 3 会計伝票は、下記の諸表を総称するものであり、その様式は別に定める。
  - (1) 入金伝票
  - (2) 出金伝票
  - (3) 振替伝票
- 4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。
- 5 会計伝票及び証憑には、その取引に係る責任者の承認印を受けるものとする
- 6 会計伝票には、勘定科目、取引の年月日、数量、金額、相手方等の取引の内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

## (証憑)

第12条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 稟議書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

## (記帳)

第13条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。
- 3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合し、確認しなければならない。

## (帳簿の更新)

第14条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

## 第3章 予算

(予算書の目的)

第 15 条 予算書は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算書の作成)

第 16 条 会計責任者は、事業計画に基づき、予算書の案を作成し、毎事業年度開始の日の 1 か月前までに代表理事に報告するものとする。

2 代表理事は、予算書を作成し、理事会の承認を得て確定する。

(収支予算の執行)

第 17 条 各事業年度における費用の支出は、予算書に基づいて行うものとする。

2 予算の執行者は、代表理事とする。

(支出予算の流用)

第 18 条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、代表理事が予算の執行上必要があると認めるときは、その限りとしない。

## 第 4 章 金 銭

(金銭の範囲)

第 19 条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納保管責任者)

第 20 条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる金銭出納保管責任者を置かなければならない。

2 金銭出納保管責任者は、事務局次長とする。

3 金銭出納保管責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭の出納は、金銭出納保管責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(支払手続)

第 22 条 会計事務の担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づいて、取引を担当した者の発行した支払伝票により、金銭出納保管責任者の承認を得て行うものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第 23 条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第 24 条 金銭出納保管責任者は、日々の現金による支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 小口現金は、不足の都度補充を行わなければならない。

4 金銭出納保管責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

5 預貯金については、毎月 1 回預貯金の残高を証明できる通帳または書類により、その残高を帳簿残高と照合し、会計責任者に報告しなければならない。

(金銭の過不足)

第 25 条 金銭に過不足が生じたときは、会計担当者は遅滞なく金銭出納保管責任者に報告し、その処置については、会計責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第 26 条 会計担当者は、原則として毎月 25 日までに、前月分の現金及び預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行った上、これを会計責任者に提出しなければならない。

## 第 5 章 財 務

(金融機関との取引)

第 27 条 金融機関との預金取引、手形取引その他の取引を開始又は終了する場合は、事務

- 局長の承認を得て行う。
- 2 金融機関との取引は、代表理事の名をもって行う。

## 第6章 固定資産

### (固定資産の範囲)

第28条 固定資産とは、耐用年数1年超で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産及びその他の資産とする。

### (固定資産の取得価額)

第29条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額
- (2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額
- (3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

### (固定資産の購入)

第30条 固定資産の購入にあたっては、理事の職務権限規程の規定に従い、代表理事の決裁を受けなければならない。決裁を受けた起案書に見積書を添付の上、事前に会計責任者に提出しなければならない。ただし、10万円未満の備品等の購入については、上記の手続を省略して担当業務責任者に委任するものとする。

### (有形固定資産の改良と修繕)

第31条 有形固定資産の性能を向上させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

- 2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

### (固定資産の管理)

第32条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録をとり、固定資産を管理しなければならない。

- 2 有形固定資産に移動並びに毀損又は滅失があった場合、固定資産の管理責任者は、会計責任者に通知し帳簿の整備を行わなければならない。
- 3 固定資産の管理責任者は、会計責任者が任命する。

### (固定資産の登記及び付保)

第 33 条 不動産登記を必要とする固定資産は、その取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により毀損又は滅失のおそれのある固定資産については、適切な価額で損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却及び担保の提供)

第 34 条 固定資産を売却するときは、法令又は定款の規定により総会又は理事会の承認が必要なものはその承認を経て、固定資産の管理責任者は、文書管理規程の規定に従い、起案書に売却先、売却見込代金その他必要事項を記載の上、代表理事の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を借入金等の担保に供する場合について準用する。この場合において、前項の「売却先、売却見込み代金その他必要事項」とあるのは、「担保権者、借入金の総額その他必要事項」と読み替えるものとする。

(減価償却)

第 35 条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末、次の方法によりそれぞれ償却を行う。

(1) 有形固定資産

定率法 (ただし、建物については定額法とする。)

(2) 無形固定資産

定額法

2 毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。

3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令 第 15 号) に定めるところによる。

(現物の照合)

第 36 条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度 1 回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

## 第 7 章 決算

(決算の目的)

第 37 条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第 38 条 会計責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の書類を作成して、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 各事業の予算管理表
- (2) 貸借対照表

(決算整理事項)

第 39 条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金及び前受金の計上
- (3) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (4) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (5) その他必要とされる事項の確認

(財務諸表等の確定)

第 40 条 代表理事は、前条に規定する計算書類等を作成し、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて総会へ提出し、その承認を得て計算書類等及び事業報告を確定する。

附 則

- 1 この規程は令和 2 年 3 月 1 日から実施する。